

2 環資一第 5 7 5 号
令和 3 年 1 月 21 日

各区市町村廃棄物主管部（課）長 様

東京都環境局資源循環推進部長
宮澤 浩司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理について（通知）

日頃より、都の資源循環施策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るっており、今月 7 日には東京都、神奈川県、埼玉県、及び千葉県に対し、昨年続く 2 度目の緊急事態宣言がなされたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理については、これまでも都や環境省から通知やガイドライン等により適正処理及び作業員の感染リスクの回避について対応をお願いしているところですが、各区市町村におかれましては昨今の状況に鑑み、下記について改めて御対応いただくようお願いいたします。

記

1 自宅療養者や家庭から排出される通常は資源化される廃棄物の取扱い

自宅療養者や家庭から排出されるペットボトル、缶、瓶等の通常は資源化される廃棄物の取扱いについては、環境省の Q & A に示された方法を参考にするなど各自治体のホームページや広報誌等で周知を図っていただいているところですが、改めて周知徹底していただくようお願いします。

なお、都では、新規に自宅療養を開始する方で希望される方に食料を配送していますが、その際、環境省作成のチラシ（※1）や、各自治体の飲料容器等の出し方を一覧にしたチラシ（※2）を同封し、マスクやペットボトル等の適正な廃棄方法を周知しています。

（※1）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/500200a20200221162304660.files/20200512.pdf>

(※2)

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/500200a20200221162304660.files/20200928.pdf>

2 収集作業等における安全確保

昨年5月に作成された別添の「ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ」(環境省作成チラシ)(別添1)及び「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」((一財)日本環境衛生センター、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター作成)(別添2))を、自治体職員、委託会社、許可業者、集団回収実施団体等に改めて周知徹底いただくとともに、感染リスクのあるものに直接接触することのないように御指導いただくようお願いいたします。

3 マスクや消毒液等の保護具等の確保

マスクや消毒液等の保護具等について、都では今年度補正予算により廃棄物処理業者及びリサイクル業者に支援させていただいたところです。

感染リスクを回避する有効な手段である保護具等については、各自治体の職員への配布はもとより、委託業者への配布についても必要に応じ御配慮いただくようお願いいたします。

(担当)

環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

(連絡先) 03-5321-1111 (内) 42-831